

さいたま市住生活基本計画

さいたま市賃貸住宅供給促進計画

概要版

ともに住み続け、
安全・安心で持続可能な住生活の実現

令和3年3月

さいたま市



1 目的と位置付け

計画の目的と期間

■計画の目的

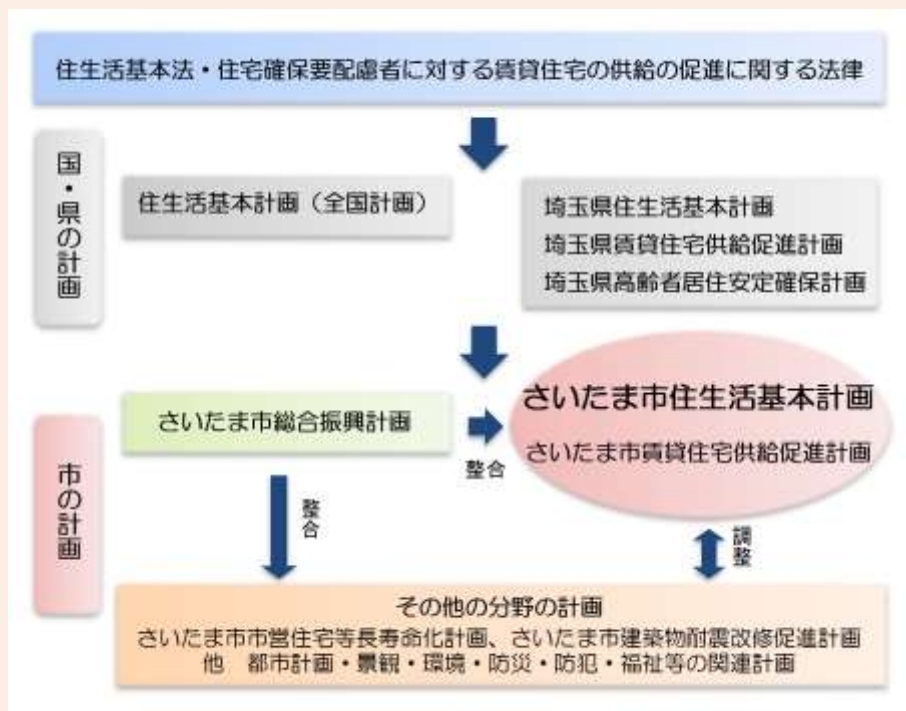
本市の住宅政策を取り巻く状況の変化や新たな課題が生じていることから、上位計画や国の動向との整合を図りつつ、本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅政策を推進するため、「さいたま市住生活基本計画」を見直すとともに「さいたま市賃貸住宅供給促進計画」の策定を行うものです。

■計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

計画の位置付け

住生活基本法及び住宅セーフティネット法、上位計画や関連計画との整合・連携を図り、総合的かつ計画的な住宅施策の展開を推進します。

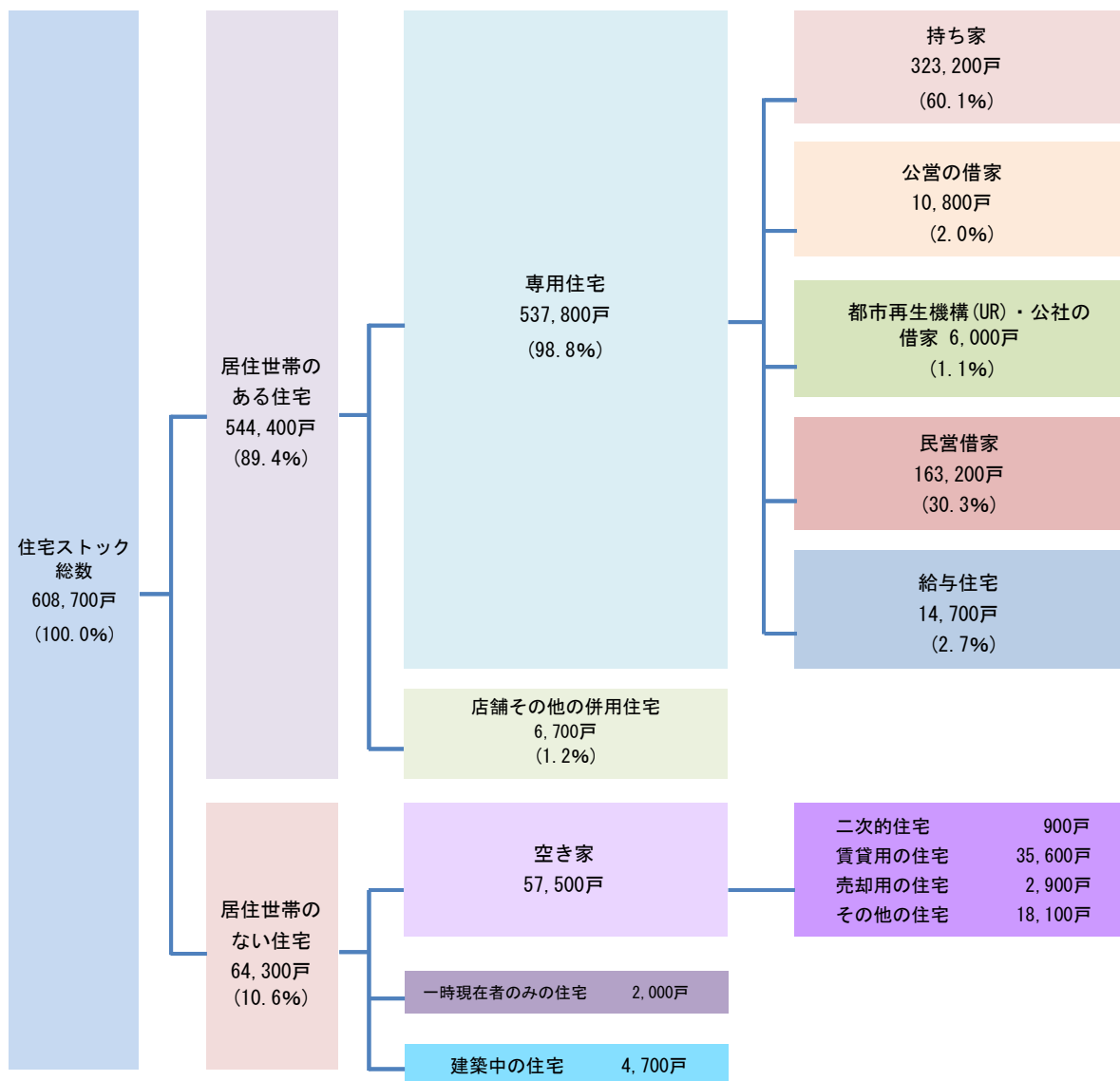


2 住生活の現状と課題

現 状

平成30年住宅・土地統計調査によると、本市の住宅ストック総数は約60万9千戸で、総世帯数の約54万4千世帯を約6万5千戸上回っています。少子高齢化の進行に伴い、高齢者等の住宅確保要配慮者は増加傾向であり、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築していく必要があります。また、ライフスタイルの変化等に伴い、住まいや住環境への視点が多様化してきています。

■住宅ストックの概要



資料：平成30年住宅・土地統計調査

課 題

(1) 住まいの安全性の確保

- ◆住宅の耐震化・不燃化
- ◆安全な住まいづくり

(2) 環境や高齢者等に配慮した住まいづくりの促進

- ◆環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり
- ◆住宅のバリアフリー化・断熱化
- ◆高齢者向け住宅の確保
- ◆高齢者の住まいの安定確保

(3) 住宅確保要配慮者に対する重層的な住宅セーフティネットの確立

- ◆民間賃貸住宅の有効活用
- ◆市営住宅の計画的な建替え
- ◆住宅確保要配慮者に対する支援

(4) 分譲マンションストックの維持管理

- ◆分譲マンションの維持管理
- ◆分譲マンション管理組合の運営

(5) 既存住宅ストック・空き家の活用

- ◆住宅ストックの有効活用
- ◆空き家の利活用

(6) 良好な居住環境の形成

- ◆地域特性を活かした住環境
- ◆世代間や地域とのつながりによる住まいづくり

(7) 若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住環境の形成

- ◆若年世帯が安心して暮らせる住環境
- ◆子育て世帯が安心して暮らせる住環境

(8) ライフスタイルやライフステージに応じた柔軟な住まい方

- ◆住宅ストックのミスマッチの解消
- ◆居住ニーズの多様化への対応

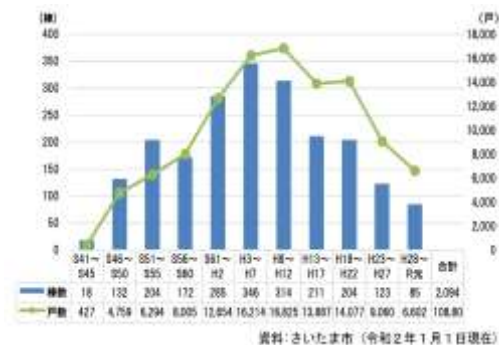
(9) 持続可能な住まいづくりの形成

- ◆持続可能な住まいづくりの形成
- ◆総合的・計画的な取組

■住宅ストック総数の推移



■建築時期別分譲マンションストック数



3 住宅政策の理念・目標・方針

基本理念

本市においては、住宅ストック数が増加傾向の中、急激な少子高齢化が進行し、近い将来、人口が減少していくことが見込まれており、ライフスタイルや居住ニーズの変化等に伴い、住生活・住環境への視点も多様化・複雑化してきています。

また、高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の増加も見込まれており、住宅に困窮する方への住まいの受け皿を広げていく環境づくりが必要となってきています。

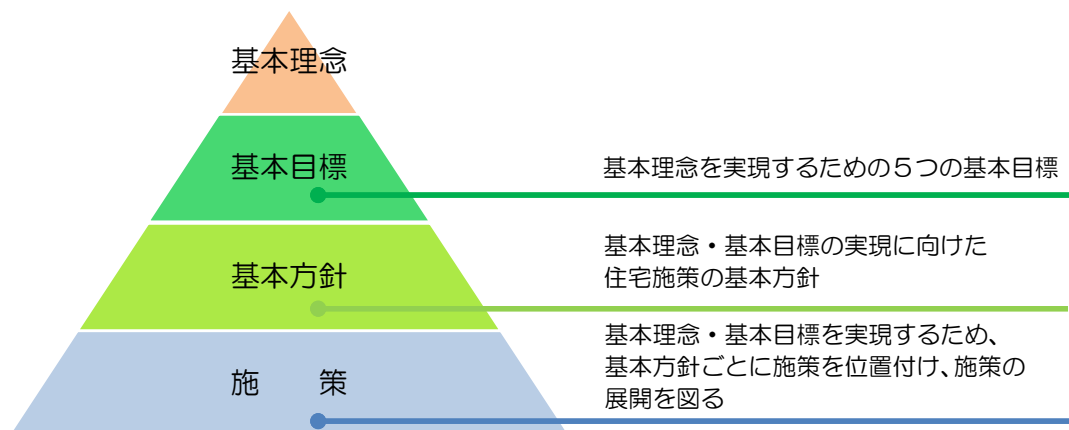
このような状況の中、人口減少や社会経済情勢の変化、多様な居住ニーズ等に適切に対応していくためには、市民、関係団体、事業者、行政など地域における主体がお互いに役割を果たし、支え合いながら「ともに住み続け」、若年世帯から子育て世帯や高齢者世帯まで、誰もが「安全で」「安心して暮らす」ことができる「持続可能な」住まいづくりを目指していく必要があります。

本市の将来都市像である「上質な生活都市」の実現に向け、今までの理念を踏襲しつつ、住生活を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題等に対応していくため、「ともに住み続け、安全・安心で持続可能な住生活の実現」を基本理念として、本市の住宅政策を推進していきます。

基本理念

ともに住み続け、安全・安心で持続可能な住生活の実現

【住生活基本計画全体像】



基本目標・基本方針

基本目標1 安全な住まいづくりの推進

基本方針1 安全な住宅の供給の推進

- ・住宅の耐震化や防火対策等の支援を行うとともに、防災意識の啓発や被災後の迅速な住宅支援に取り組みます。
- ・健康に配慮した住宅やバリアフリー化の推進により、人に優しい快適な住まいづくりの形成を図ります。

基本方針2 安全な住環境の推進

- ・狭あい道路の整備や既存ブロック塀等の改善を推進するとともに、防災対策の拡充や地域で災害に備えるまちづくりを進めます。
- ・福祉のまちづくりの推進や防犯対策等の推進により、住みよく安全に暮らせる住環境の形成を図ります。

基本目標2 良質な住宅ストックの形成

基本方針3 環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりの推進

- ・省エネ・創エネ住宅の普及や低炭素建築物の整備を推進します。
- ・長期優良住宅を推進し、住宅が長期にわたって使用される環境整備を図るとともに、民間事業者と連携しスマートホーム・コミュニティを推進していきます。

基本方針4 良質な住宅の確保・住宅ストックの適正な維持管理の促進

- ・分譲マンション等の適正管理や住宅関連制度の情報提供等の推進により、住宅ストックの適正な維持管理を促進します。
- ・既存住宅の流通の促進やリノベーション等により、良質な住宅ストックが形成されやすい環境整備を図ります。

基本目標3 良好な住環境の形成

基本方針5 景観や環境に配慮した住まいづくりの推進

- ・良好なまちなみや都市景観の維持・保全を図るとともに、地区特性を活かした魅力的な住環境の形成や緑化の推進による住環境の向上等により、景観や環境に配慮した住まいづくりを目指します。
- ・市民や事業者等の協働による住環境づくりをサポートしていきます。

基本方針6 地域で支え合う住生活の実現

- ・関係団体との連携や地域住民の交流等を図り、地域での共助による支え合いが実現できる住環境づくりを推進します。
- ・高齢者の見守りや地域の子育て支援の推進など横断的な施策連携により、地域における住生活の向上を図ります。

基本目標4 重層的な住宅セーフティネットの構築

基本方針7 住宅確保要配慮者等の住まいの確保

- ・市営住宅の計画的な建替えや高齢者・障害者に対応した住宅等の整備を推進し、住宅確保要配慮者等の居住の安定確保を図ります。
- ・セーフティネット住宅の登録の促進を図るとともに、不動産関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者等の住まいの受け皿を広げる環境づくりを進めます。

基本方針8 住宅確保要配慮者等の住生活のサポート支援

- ・さいたま市居住支援協議会の活動や関係団体等との連携を通じ、住宅確保要配慮者等の民間賃貸住宅への居住支援を推進するとともに、賃貸人への入居支援の啓発を図ります。
- ・高齢者や子育て世帯等への住宅情報や支援制度の周知など相談体制の充実を図ります。

基本目標5 持続可能な住まいづくりの実現

基本方針9 多様なニーズに対応した住まいづくりの推進

- ・若年世帯や子育て世帯を中心としたライフスタイルやライフステージの多様化等に応じ、住み替えしやすい環境の形成など多様性のある住まいづくりを推進します。
- ・シェア居住や住まいにおけるワークスペースの確保等の新たな住まい方についての情報発信等により、居住ニーズに対応した住まいづくりを推進します。

基本方針10 誰もが安心して暮らし続けられる住生活の実現

- ・地域包括ケアシステムや地域共生社会に向けた包括的な相談支援体制の構築など関連分野と連携し、居住をサポートする仕組みづくりを推進します。
- ・若年世帯から子育て世帯や高齢者世帯まで、市民が定住しやすい環境を整えていくことで、誰もが安心して暮らし続けられる住生活の実現を目指します。

4 施策の展開・重点施策

施策体系

基本理念

ともに住み続け、安全・安心で持続可能な住生活の実現

基本目標

基本目標 1
安全な住まいづくりの推進

基本目標 2
良質な住宅ストックの形成

基本目標 3
良好な住環境の形成

基本目標 4
重層的な住宅セーフティネットの構築

基本目標 5
持続可能な住まいづくりの実現

基本方針

基本方針 1
安全な住宅の供給の推進

基本方針 2
安全な住環境の推進

基本方針 3
環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりの推進

基本方針 4
良質な住宅の確保・住宅ストックの適正な維持管理の促進

基本方針 5
景観や環境に配慮した住まいづくりの推進

基本方針 6
地域で支え合う住生活の実現

基本方針 7
住宅確保要配慮者等の住まいの確保

基本方針 8
住宅確保要配慮者等の住生活のサポート支援

基本方針 9
多様なニーズに対応した住まいづくりの推進

基本方針 10
誰もが安心して暮らし続けられる住生活の実現

住宅施策

- ① 住宅の耐震改修に対する支援を行います。(建築総務課・建築指導課)
- ② 市営住宅の耐震化、バリアフリー化を推進します。(住宅政策課)
- ③ 住宅防火対策を推進します。(予防課)
- ④ シックハウス対策など健康に配慮した居住環境の確保を推進します。(環境薬事課)
- ⑤ 浸水から住宅を防ぐ改良工事費融資制度を実施します。(住宅政策課)
- ⑥ 福祉のまちづくり条例に基づく共同住宅等のバリアフリー化を推進します。(建築総務課・建築指導課)
- ⑦ 大規模災害時における円滑かつ迅速な住宅支援を推進します。(住宅政策課・営繕課・設備課・建築行政課)

- ① 防災対策の拡充を行います。(防災課)
- ② 防災に関する情報提供を推進します。(防災課・河川課・下水道計画課・建築総務課)
- ③ 地域で災害に備えるまちづくりを推進します。(都市総務課)
- ④ 浸水対策を推進します。(下水道計画課)
- ⑤ 公衆街路灯を適正に配置します。(市民生活安全課)
- ⑥ 福祉のまちづくりを推進します。(福祉総務課)
- ⑦ 狭あい道路の整備を推進します。(道路環境課・建築総務課・建築指導課)
- ⑧ 既存ブロック塀等の改善を推進します。(建築総務課)
- ⑨ 生活環境の保全を推進します。(環境対策課)
- ⑩ 防犯に配慮した住宅を推進します。(住宅政策課)

- ① 省エネ・創エネ住宅の普及を促進します。(環境創造政策課)
- ② スマートホーム・コミュニティを推進します。(未来都市推進部)
- ③ 長期優良住宅の整備を推進します。(住宅政策課)
- ④ 低炭素建築物の整備を推進します。(住宅政策課)
- ⑤ 環境に配慮した市営住宅の建替えを実施します。(住宅政策課)

- ① 住宅ガイドの作成等により住まいに関する情報提供を推進します。(住宅政策課)
- ② 分譲マンションの管理の適正化を推進します。(住宅政策課)
- ③ 分譲マンションの実態や課題を把握するため定期的な実態調査を行います。(住宅政策課)
- ④ 住宅リフォーム・維持管理の情報提供制度の周知を推進します。(住宅政策課)
- ⑤ 既存住宅の流通を促進します。(住宅政策課)
- ⑥ リノベーションまちづくりを推進します。(未来都市推進部)
- ⑦ ワンルームマンション建築の適切な指導を図ります。(建築総務課)

- ① 地区計画・建築協定等を推進します。(都市計画課・建築行政課)
- ② 参加と協働によるまちづくりを推進します。(まちづくり総務課)
- ③ 優れた都市景観形成を推進します。(都市計画課)
- ④ 身近な公園の整備を推進します。(都市公園課)
- ⑤ 多目的広場の整備を推進します。(スポーツ振興課)
- ⑥ 無電柱化を推進します。(道路環境課)
- ⑦ 住環境向上のため緑化を推進します。(みどり推進課)
- ⑧ 紛争防止条例に基づき良好な近隣関係の形成・保持に努めます。(建築総務課・建築指導課・都市計画課)
- ⑨ 空き家等対策を推進します。(環境創造政策課)

- ① 地域での居住支援に係る連携を推進します。(住宅政策課)
- ② 地域住民等の交流や自主的活動を促進します。(コミュニティ推進課・市民協働推進課)
- ③ 地域の防災力向上を図ります。(防災課)
- ④ 高齢者の見守りを強化します。(高齢福祉課)
- ⑤ 地域の子育て支援を推進します。(子育て支援政策課)

- ① 高齢者等への市営住宅の優先措置を推進します。(住宅政策課)
- ② 市営住宅の適正入居を推進します。(住宅政策課)
- ③ 市営住宅建替えの実施により、居住性の向上・ニーズへの対応を図ります。(住宅政策課)
- ④ 火災等の緊急時、市営住宅の一時提供を行います。(住宅政策課)
- ⑤ 市営住宅において高齢者世帯付住宅を提供します。(高齢福祉課・住宅政策課)
- ⑥ 高齢者・障害者の多様なニーズに対応した住宅等の整備を推進します。(介護保険課・障害政策課・住宅政策課)
- ⑦ 有料老人ホームへの立ち入り調査を実施します。(介護保険課)
- ⑧ 不動産団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援します。(住宅政策課)
- ⑨ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を促進します。(住宅政策課)
- ⑩ 家賃債務保証制度の活用を推進します。(住宅政策課)
- ⑪ 災害時に応急仮設住宅等の提供及び維持管理を行います。(営繕課・設備課・住宅政策課)

- ① 入居支援制度において、賃貸人への啓発・情報提供を推進します。(住宅政策課)
- ② さいたま市居住支援協議会の構成団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援します。(住宅政策課)
- ③ 子育て世帯や高齢者世帯への住宅に関する情報提供を推進します。(住宅政策課)
- ④ 高齢者住み替え家賃助成を推進します。(高齢福祉課)
- ⑤ 居宅移行支援の必要がある者に対し、民間賃貸住宅等への入居を推進します。(生活福祉課)

- ① 高齢者、障害者世帯に対するバリアフリー助成を推進します。(高齢福祉課・障害支援課)
- ② 高齢者・障害者の多様なニーズに対応した住宅等の整備を推進します。(介護保険課・障害政策課・住宅政策課)【再掲】
- ③ 市営住宅建替えの実施により、居住性の向上・ニーズへの対応を図ります。(住宅政策課)【再掲】
- ④ 子育て世帯への住宅支援を推進します。(住宅政策課)
- ⑤ 住宅のミスマッチ解消・ストック活用のためマイホーム借上げ制度の周知を推進します。(住宅政策課)
- ⑥ 住まいに関する相談窓口の周知を図ります。(住宅政策課)
- ⑦ 新たな住まい方や三世代での同居・近居を推進します。(住宅政策課)
- ⑧ 住宅を購入する際のトラブル解消のため、消費生活相談・啓発を推進します。(消費生活総合センター)

- ① 市営住宅等の管理戸数を維持します。(住宅政策課)
- ② 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を促進します。(住宅政策課)【再掲】
- ③ さいたま市居住支援協議会の構成団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援します。(住宅政策課)【再掲】
- ④ 自宅の住み続けを支援します。(住宅政策課)
- ⑤ シニアサポートセンター(地域包括支援センター)、障害者生活支援センターによる住まいの相談を推進します。(いきいき長寿推進課・障害支援課)
- ⑥ 緊急通報装置の設置、高齢者等の相談・安否確認事業を推進します。(高齢福祉課・障害支援課)
- ⑦ 高齢者の見守りを強化します。(高齢福祉課)【再掲】
- ⑧ 地域包括ケアシステムを推進します。(いきいき長寿推進課)
- ⑨ 地域共生社会に向けた包括的な相談支援体制の構築を推進します。(福祉総務課)
- ⑩ 国際交流・多文化共生社会を推進します。(観光国際課)
- ⑪ 総合的・計画的な住宅施策の展開に取り組めます。(住宅政策課)

重点施策

特に重要性、緊急性が高い施策や施策の組合せによって相乗効果が図れるものについて、重点施策として位置付け、一体的かつ効果的に取り組んでいきます。

重点施策 1 住宅の耐震化の促進

- ・耐震化に関する助成等により住宅の耐震化を進めていくとともに、各種制度の情報提供等を図ることにより、地震災害に強いまちづくりを推進します。
 - ・老朽化した市営住宅の建替えに伴い、耐震性の向上を図ります。
- 耐震診断・耐震改修費助成等による住宅の耐震化の促進
 - 耐震改修等住まいに関する情報提供の推進
 - 市営住宅の耐震化の推進

重点施策 2 市営住宅の適正な管理・整備の推進

- ・計画的な建替えや改修により市営住宅の管理戸数の維持を図ります。
 - ・耐震性の向上、環境への配慮、高齢者等に配慮したバリアフリー化を進めるとともに、ニーズの高い単身者向け住戸の整備に取り組みます。
- 市営住宅の耐震化・バリアフリー化・環境等に配慮した建替えの推進
 - 建替えにおける単身向け住戸の増加、社会福祉施設併設の検討
 - 適正入居の推進、高齢者等への優先入居措置の推進
 - 計画的な建替えに伴う管理戸数の維持

重点施策 3 分譲マンション管理支援の拡充

- ・セミナーや専門家の派遣等による管理組合への啓発と情報提供等の支援を行います。
 - ・分譲マンション実態調査を行うとともに、マンション管理組合に対する支援策を実施します。
- 分譲マンション適正管理への情報提供等の推進
 - 分譲マンション管理組合に対する支援策の実施
 - 分譲マンションの耐震化の促進
 - 高層マンション防災ガイドブックの配布



重点施策4 住宅の質の向上とストックの有効活用

- 住宅の環境負荷の軽減や長寿命化を推進し、住宅が将来にわたり良好な状態で使用される環境づくりに取り組みます。
 - 住宅関連制度の情報提供の推進や既存住宅の流通促進により、良質な住宅ストックが形成されやすい環境整備を図ります。
- 長期優良住宅・低炭素建築物など環境負荷の軽減に配慮した住宅の普及
 - リフォーム等住まいに関する情報提供の推進
 - 既存住宅の流通促進



重点施策5 住宅セーフティネット機能の推進

- 新たな住宅セーフティネット制度等の推進を図り、公的賃貸住宅と民間賃貸住宅を併用し、住宅確保要配慮者の住まいの選択肢を広げる環境づくりに取り組みます。
 - さいたま市居住支援協議会を中心に、不動産関係団体、居住支援団体、行政等が連携し、住宅確保要配慮者の住生活のサポート支援を推進していきます。
- 公的賃貸住宅等の提供
 - 民間賃貸住宅の活用
 - さいたま市居住支援協議会による居住支援

重点施策6 多様な住まい方や地域共生による住まいづくりの推進

- 多様な住宅の供給や新たな住まい方を推進します。
 - 関係団体や関係部局と連携し、地域共生に向けた住まいづくりの推進を図ります。
- 多様な住宅の供給と新たな住まい方の推進
 - 地域共生による住まいづくりの推進



5 賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者の属性の追加

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設等退所者
- LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）等の性的マイノリティ
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- ひとり親世帯
- 失業者
- 妊娠している者がいる世帯

（参考）

○法に定める住宅確保要配慮者

- 低額所得者
- 被災者（発災後3年以内）
- 高齢者
- 障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者）
- 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者

○省令に定める住宅確保要配慮者

- 日本国籍を有しない者（外国人）
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者等
- DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- 犯罪被害者等
- 北朝鮮拉致被害者等
- 更生保護対象者等
- 生活困窮者
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者

登録住宅の法定基準の緩和

16㎡以上

※共有部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合においても、16㎡以上

公営住宅を含む公的賃貸住宅の供給の目標

さいたま市住生活基本計画及びさいたま市市営住宅等長寿命化計画等に基づき、市営住宅を含む公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給します。

民間賃貸住宅の供給の目標

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を推進するため、民間賃貸住宅を有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進します。
- ・住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ貸貸人の不安解消を図るための取組を推進していくことで、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

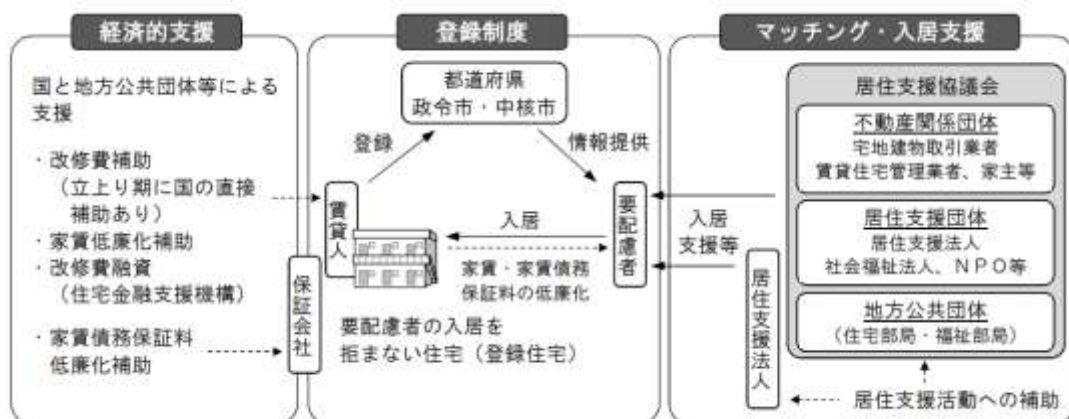
居住支援協議会の取組

- ・構成員である不動産関係団体、居住支援団体、福祉部局等の庁内関連部署などと居住支援に係る連携・協議を図り、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進及び居住の安定確保を図ります。
- ・居住支援協議会の活動を推進するため、部会を設置し専門的かつ具体的な協議を行っていきます。
- ・居住支援協議会に参画する団体や居住支援法人等が提供するサービス等を活用し、入居機会の確保と居住継続の支援を実施していきます。

貸貸人等への啓発

- ・居住支援協議会や関係団体と連携し、不動産事業者や貸貸人等へ住宅確保要配慮者を受け入れる上で必要な情報提供を実施するとともに、住宅確保要配慮者に対する入居拒否の解消のための啓発を行います。

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



資料：国土交通省 HP

6 計画の推進に向けて

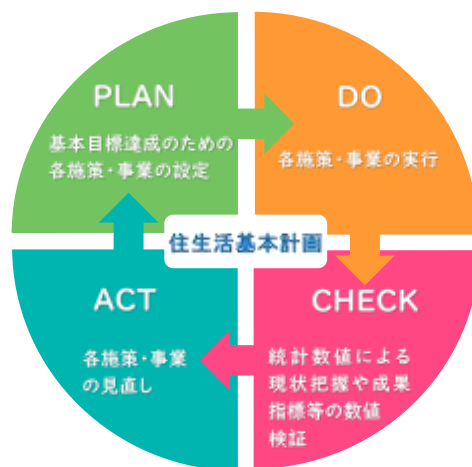
計画の推進体制

- 関係部局との連携
- 国・県・他市町村との連携強化
- 市民・住宅関連事業者及び関係団体・行政の連携

計画の進行管理

- 基本方針別の施策の展開で掲げた取組の実現に向けて、事業所管部署の進捗状況の把握を行うなどの進行管理を毎年度実施します。
- 重点施策で定めた成果指標の評価・検証を毎年度行い、PDCAサイクルに基づく進行管理等により、効果的な施策の実施に向けての取組を進めていきます。

【PDCAサイクルに基づく進行管理のイメージ】



持続可能な開発目標（SDGs）の推進

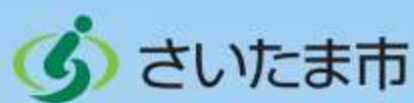
SDGs（Sustainable Development Goals）のうち、本計画においては、特に関連が強い施策として、「目標11 住み続けられるまちづくりを」を中心に、以下の11の目標と深い関わりがあります。

【基本目標ごとの主なSDGsの目標】



■成果指標一覧

指標名称	現状値	目標値	
住宅の耐震化率	92.2% (平成30年)	95% (令和7年度)	耐震改修促進計画の 改定に伴う目標値に変更 (令和12年度)
市営住宅等の耐震化率	90% (令和2年度)	100% (令和7年度)	100%維持 (令和12年度)
市営住宅等管理戸数	約2,600戸	概ね現状維持 (令和7年度)	概ね現状維持 (令和12年度)
市営住宅等のバリア フリー化整備率	28% (令和2年度)	35% (令和7年度)	39% (令和12年度)
マンションセミナー 参加者数	130人 (令和元年度)	増加 (令和7年度)	増加 (令和12年度)
分譲マンション 実態調査の実施	260団地 (平成26年度～ 令和2年度)	全分譲マンション 実態調査の実施 (令和3～7年度の間の いずれかの年度)	全分譲マンション 実態調査の実施 (令和8～12年度の間の いずれかの年度)
マンション管理組合 支援策の実施・運用	ヒアリング調査 結果の分析 (令和2年度)	支援策の 実施・運用 (令和7年度)	支援策の 周知・啓発 (令和12年度)
新築住宅における 長期優良住宅・ 低炭素建築物の割合	13.2% (令和元年度)	15% (令和7年度)	18% (令和12年度)
持ち家として取得した 既存住宅(中古住宅) の割合	14% (平成30年)	17% (令和5年)	20% (令和10年)
セーフティネット 住宅登録戸数	14戸 (令和元年度)	6,000戸 (令和7年度)	7,000戸 (令和12年度)
高齢者人口に対する 高齢者向け住宅の割合	4.1% (令和元年度)	4.5% (令和7年度)	5% (令和12年度)
誰もが安心して暮らせる 住まいが確保されていると 感じる市民の割合	73.3% (令和2年度)	76% (令和7年度)	80% (令和12年度)
高齢者の居住する住宅の 一定のバリアフリー化率	40.5% (平成30年)	45% (令和5年)	50% (令和10年)
子育て世帯における 誘導居住面積水準達成率	40.4% (平成30年)	45% (令和5年)	50% (令和10年)
居住支援に係る 連携団体数	5団体 (令和元年度)	10団体 (令和7年度)	15団体 (令和12年度)



さいたま市住生活基本計画・さいたま市賃貸住宅供給促進計画 概要版

さいたま市 建設局 建築部 住宅政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048-829-1520 FAX 048-829-1982

この印刷物は、200部作成し、1部当たりの印刷経費は、700円です。
(さいたま市住生活基本計画及びさいたま市賃貸住宅供給促進計画策定業務のうち、印刷に要した経費です。)

